

第4期大阪府医療費適正化計画(案)に対する意見等と大阪府の考え方

【募集期間】 令和6年1月17日(水曜日)から令和6年2月15日(木曜日)まで
 【募集方法】 電子申請、郵便、ファックス
 【意見等の数】 6名から延べ8件(うち公表を望まないもの3件)

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

該当項目	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
第2章 第3期計画の進捗状況、第6章 計画の推進及び評価	P67 20歳以上の喫煙率目標値を男性15%/女性5%とした根拠を示されたい。どのようなロジックで導いたすじなのか、国の方針(やめたい者がやめる)とは異なるロジックなのか、府民への説明を求める。そもそも府民の自由意思で決まる喫煙率を行政が計画化すること自体が間違っている。 「喫煙者への禁煙サポートの取組を推進」とあるが、「禁煙を望む喫煙者への禁煙サポートの取組を推進」に修正すべきである。	本計画は禁煙を強制する意図はなく、禁煙サポートはたばこをやめたい方に対して実施するものであると考えています。 喫煙率の目標値については、現行計画策定時の大阪府の喫煙率(男性30.4%、女性10.7%)の半減を目標としたもので、国の健康日本21(第三次)における目標値も考慮して設定しています。
第4章 目標と施策	「府における目標設定の考え方」「施策の方向性」のところ(P56) 国の適正化の基本方針に沿って計画案をつくるということですが、もう少し、国の適正化の定義や考え方、方向性を府民にしっかり説明した府の計画案にしてほしい。(案)では国の基本方針がはっきり説明しているとは言えず、説明文、内容が不足していると思います。 よって目標設定の定義や考え方や方向性も府の計画(案)ははっきりしない感じがします。	国の考え方を参照しやすくするため、国の基本方針である「医療費適正化に関する施策」についての基本的な方針」を府のホームページに掲載します。
第2章 第3期計画の進捗状況 第3章 大阪府の医療費や受療行動における現状と課題 第4章 目標と施策	タバコやCOPD対策の重要性について、第4次大阪府健康増進計画(案)のパブコメに意見をお送りしたので、同文を再送するのは(分量が多いので)控えますので、共有いただけたら幸いです。 1. 7ページに、屋外分煙所のモデル整備を促進(18か所設置)。路上等での喫煙対策のため、屋外分煙所整備の促進が必要。 との記載がありますが、これらの喫煙所は大半がパーテーションだけで仕切られた、タバコ煙がじゃじゃ漏れの喫煙所かと思います。 → これについては、第4次大阪府健康増進計画(案)のパブコメの意見に書いたように 「★一部の市で開放型の指定喫煙所が設置されていますが、そもそも開放型はじゃじゃ漏れ出ざるをえません。設置や清掃などに公費を使わなくとも、民間の有料の喫煙所があるので民間に任せれば良いし、経過措置としてもし期間限定で設けるとしても密閉閉鎖型の漏れない構造のものが不可欠ですし、中に禁煙の勧めや禁煙治療の広報など貼るなど、また下記の禁煙CM動画コンテストの作品を放映するなどが良いです。 https://www.youtube.com/playlist?list=PLJAiqCCGX662Y9o0rX6Zdc2bUftvzH80y で、開放型喫煙所では受動喫煙は十分には防げないし、大阪市や堺市では階段上の歩道の真下にこの手の喫煙所を設け、上部の通行人をもろに受動喫煙を吸わせる作りになっている。 なので医療費適正化計画にこのような事例を入れるのはなじまないと思う。	第4次大阪府健康増進計画(案)のパブリックコメントにお送りいただいたご意見を共有したうえで、以下のとおり回答します。 喫煙は様々な疾患のリスク因子となることがわかっており、数値目標の項目として「20歳以上の者の喫煙率の減少」を設け、各種取組みに努めてまいります。その他、施策へのご提案等につきましては、ご意見として承ります。 健康増進法・大阪府受動喫煙防止条例・大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙の防止に向けた各種取組みに努めてまいります。その他、施策へのご提案等につきましては、ご意見として承ります。
第2章 第3期計画の進捗状況 第3章 大阪府の医療費や受療行動における現状と課題 第4章 目標と施策	2. 加えて、第4次大阪府健康増進計画(案)のパブコメの意見に書いたように 「★それに、屋外喫煙所をJTや外国タバコが設置費用を出し、自治体が設けるケースが多いようで、その場合は喫煙でのタバコ税が自治体に入り、売り上げはタバコ業界の収益となるCOI(利益相反)が発生し、双方に収益の「うまみ」が生ずる。かつ喫煙者の禁煙の機会を削ぐことにもなっている。喫煙できる場所を狭めていくことが喫煙率を下げっていく良策であるに、喫煙所設置で喫煙にあえて手を貸す結果を招くのは良くない。 ・今後喫煙者が減っていくとともに屋外喫煙所は閑古鳥が鳴いていくことになるだろう。そんな無駄が予見されることに公費を使うのは極力躊躇すべきだ。」 なので、屋外の喫煙所は経過措置だとしても、喫煙者の禁煙へのモチベーションを下げた喫煙率低減目標を妨げかねない。利益相反も発生するので屋外喫煙所を増やす方向の施策は今一度再考すべきです。	
第4章 目標と施策	55頁「第4章 目標と施策」について、タバコ対策が医療費の抑制に重要なのはその通りでいいのだが、タバコ関連疾患に支出された医療費をタバコ製造者であるタバコ産業に請求し、その責任をとらせるべきである。	ご意見として承ります。